

明和町保育士等就労促進支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の民間保育所等の設置者に対し、保育士等の就労の促進又は離職防止を図ることを目的とする一時金の交付に要する費用の一部として予算の範囲内で補助金を交付することに関し、明和町補助金等交付規則（昭和48年明和町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 民間保育所等 次に掲げる施設のうち町内に所在するものをいう。ただし、国（国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（公立大学法人を含む。）が設置したものを除く。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所

エ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

オ 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行う事業所

カ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

(2) 保育士等 保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として採用された者であって、保育士資格を有するもの又は幼稚園教諭の免許状を有するものをいう。

(3) グループ園 同一の法人が運営する民間保育所等をいう。

(4) 対象保育士等 令和8年4月1日以後に町内の民間保育所等に雇用された保育士等であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 民間保育所等を運営する事業者から直接雇用され、民間保育所等の就業規則に定められた勤務時間を満たす常勤職員又は1日6時間以上かつ月20日以上勤務し、教育業務若しくは保育業務に従事している者。

イ 雇用に係る民間保育所等を運営する法人の役員でないこと。

ウ 施設長、園長、所長、管理者その他これらに準ずる者として、事業者から雇用されている者でないこと。

エ 同一の民間保育所等又は町内のグループ園において、3年以上継続して勤務することが見込まれること。

オ 雇用前の1年間、町内の事業所（行政機関その他これに準ずる組織を

含む。)において保育士等として勤務していないこと(その雇用について特別の事情があると町長が認める場合を除く。)

カ 過去にこの補助金の同一の区分の補助事業に係る一時金の支給を受けていないこと。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内の民間保育所等の設置者とする。

(補助事業)

第4条 補助事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 就労奨励一時金交付事業 対象保育士等に対し、勤務を開始したことを理由として一時金を勤務を開始した日の属する年度中に交付する事業

(2) 継続奨励一時金交付事業 前号に係る一時金の交付を受けた対象保育士等であって、同一の民間保育所等又は町内のグループ園において保育士等として3年間勤務した対象保育士等に対し、継続して勤務したことを理由として一時金を勤務を開始して3年経過した日の属する年度中に交付する事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に係る一時金とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 就労奨励一時金交付事業 対象保育士等1人につき20万円

(2) 継続奨励一時金交付事業 対象保育士等1人につき10万円

(交付申請)

第7条 規則第3条の規定による申請は、明和町保育士等就労促進支援補助金交付申請書(第1号様式)による。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業報告書

(2) 対象保育士等が保育士資格又は幼稚園教諭の免許状を有することを証する書類

(3) 対象保育士等の雇用内容が確認できる書類

(4) 補助対象経費の支払を証する書類

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査

し、交付の可否を決定し、その結果を明和町保育士等就労促進支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 規則第5条第1項第6号の規定により付す交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 正当な理由がある場合を除き、対象保育士等との雇用契約を当該契約を締結した日から起算して3年を超えない期間内において解除しないこと（就労奨励一時金交付事業の交付の決定通知をする場合に限る。）。
- (2) 補助事業者は、対象保育士等が補助金に係る一時金を補助事業者に返還した場合は、その旨を町長に報告するとともに、当該補助金を町長に返還すること。

（補助金の交付請求）

第10条 第8条の規定による交付決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、明和町保育士等就労促進支援補助金請求書（第3号様式）を町長に提出するものとする。

（実績報告の特例）

第11条 申請者が、規則第6条の規定による通知を受けたときは、規則第4条の規定により決定した補助金の額をもって規則第13条の規定による補助金の額の確定及びその通知を受けたものとみなす。

2 前項の規定を適用する場合、規則第12条の規定は適用しない。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。